

平成26年第1回市議会定例会において可決された意見書

緊急事態基本法の早期制定を求める意見書

平26. 3. 18 第1回定例会で可決
提出先 衆議院議長、参議院議長
内閣総理大臣、内閣官房長官
防災担当大臣
原子力防災担当大臣、法務大臣
外務大臣、文部科学大臣
経済産業大臣、国土交通大臣
防衛大臣、総務大臣
国家公安委員会委員長
警察庁長官

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、その規模と範囲、犠牲者の数において、まさに未曾有の自然災害でありました。第二次世界大戦で焦土と化した国土の惨状に匹敵する有様は、全世界を驚愕させたのであります。

さらには、その後の震災被害や津波被害への対応、福島第一原子力発電所事故等の国家的緊急事態への対応において、国民の安全を守るための法律の不備が指摘されるに至ったのであります。

災害対策基本法によると、総理（政府）は避難指示・勧告はできても命令はできない状態であり、決定権限は各自治体にあり緊急事態時の対応は万全とは言えません。

したがって、有事や大きな自然災害、原子力発電所の臨界事故など、国家の独立と安全における危機や、国民の生命・財産が脅かされる重大で切迫した事態に対応するために、緊急事態宣言を発動して政府と地方自治体が一体となって迅速かつ適切に対処する必要があります。

よって、国におかれては、先の東日本大震災の事態を教訓とし、今後想定されるあらゆる事態に備えた安全保障及び危機管理体制の構築など、日本及び国民の安心・安全を守るため、緊急事態基本法を早急に制定されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。